

2024年4月12日 全13頁

SSBJ の日本版サステナビリティ開示基準案

プライム市場上場会社は適用が義務化される見通し

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2024 年 3 月 29 日、SSBJ(サステナビリティ基準委員会)が、「サステナビリティ開示 基準の適用(案)」、「一般開示基準(案)」、「気候関連開示基準(案)」の三つのサステ ナビリティ情報開示に関する基準案を公表した。
- 「サステナビリティ開示基準の適用 (案)」は、企業が SSBJ の基準に従ってサステナビ リティ情報を開示する上で適用すべき、基本となる事項 (例えば情報の記載場所や報告 のタイミングなど) を定めている。「一般開示基準 (案)」、「気候関連開示基準 (案)」 は、それぞれサステナビリティ全般、気候に関する開示項目を定めている。
- 適用義務化の時期や対象企業については、2024年3月26日に始動した金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で検討されている。現時点では事務局から、プライム市場上場企業のうち、時価総額の大きい企業から順次適用対象を拡大していくこと、適用義務化は早くとも2027年3月期からにすることが提案されている。

1. SSBJ (サステナビリティ基準委員会) が基準案を公表

2024年3月29日、SSBJ(サステナビリティ基準委員会)が下記三つの基準の公開草案を公表した。「3.適用時期や対象企業」で後述するが、これらの基準は2025年3月末までに最終化され、まずは「プライム上場会社ないしはその一部」「を対象に適用されることが見込まれている。

- ▶ サステナビリティ開示基準の適用(案)
- ▶ 一般開示基準(案)
- 気候関連開示基準(案)

SSBJ とは、企業がサステナビリティ情報を開示する上でのわが国の基準を策定する機関である。SSBJ の基準案は、国際的なサステナビリティ情報開示基準を策定する ISSB (国際サステナビリティ基準審議会)が 2023 年 6 月に「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的

 $^{^{1}}$ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第1回)(2024年 3 月 26 日)資料 3 「事務局説明資料」より引用。

要求事項 (IFRS S1)」、「気候関連開示 (IFRS S2)」という二つの国際基準 2 を最終化したことを受け、開発されたものである。

2. SSBJ の基準案の概要

SSBJ の基準案は大きく分けて、サステナビリティ情報を開示する上での基本となる事項(例えば情報の記載場所や報告のタイミングなど)を定める「ユニバーサル基準」と、開示すべき事項を定めた「テーマ別基準」の二つで構成されている(図表 1)。ユニバーサル基準に該当するのが「サステナビリティ開示基準の適用(案)」であり、テーマ別基準にはサステナビリティ全般に関する開示事項を定めた「一般開示基準(案)」と、気候に関する開示事項を定めた「気候関連開示基準(案)」がある。以下ではユニバーサル基準とテーマ別基準それぞれの概要について解説する。ただし、本稿で解説する内容は基準案のすべてを網羅するものではなく、詳細は原文を参照されたい。

図表1 SSBJ の基準案の構成

SSBJ

ユニバーサル基準

サステナビリティ開示基準の適用(案)

√ サステナビリティ全般の情報開示に 関する基本となる事項

テーマ別基準

一般開示基準(案)

気候関連開示基準(案)

✓ 気候に関する開示事項

(出所) SSBJ、ISSB より大和総研作成

ISSB(参考)

IFRS S1

✓ サステナビリティ全般の情報開示に 関する基本となる事項✓ サステナビリティ全般に関する 開示事項

テーマ別基準

IFRS S2

✓ 気候に関する開示事項

(1) ユニバーサル基準

ユニバーサル基準に該当する「サステナビリティ開示基準の適用(案)」は、企業が SSBJ の基準に従ってサステナビリティ情報を開示する上で適用すべき、基本となる事項を定めている。 ここではその中でも筆者がポイントと考える部分について解説する。

 $^{^2}$ IFRS S1、IFRS S2 について、詳しくは拙稿 「ISSB の『IFRS S1』(全般的要求事項) の具体的な内容」(2023年8月2日、大和総研レポート)、「ISSB の『IFRS S2』(気候関連開示)の具体的な内容」(2023年8月25日、大和総研レポート)を参照。



①開示すべき情報と開示する必要のない情報

基準案は、「サステナビリティ関連財務開示」に対して適用すべきものとして定められている。これは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を指す。具体的には、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたものに関する情報のことである。

ただし、開示すべき情報は重要性があるものに限られる。「重要性がある」とは、開示にあたり、ある情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、一般目的財務報告書の主要な利用者(現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者)の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることを指す。こうした情報でなければ開示する必要はない。重要性の判断においては、情報の主要な利用者の特性や企業自身の状況、サステナビリティ関連のリスク及び機会の規模や性質などを含む定量的・定性的な要因の考慮が求められる。また、将来起こり得る事象については、事象の潜在的な影響や範囲、発生可能性などを考慮する必要がある。

こうした重要性の判断は企業に固有のものであり、量的閾値などは特定されていない。しかし、(2)で後述するテーマ別基準の中の開示事項に、リスクや機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセスや方針に関する情報が含まれており、これに関連付けて企業における重要性の判断に関する情報を開示することも考えられる。企業ごとに、重要性の判断のプロセスや方法を改めて確認しておく必要があるだろう。

情報に重要性があっても、開示する必要がない場合がある。一つが、企業が活動する法域の法 令によって開示が禁止されている場合である。この場合、開示しない情報の種類及び開示しな い根拠となる法令の名称を開示しなければならない。

もう一つが、サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密に当たる場合である。この場合もやはり、商業上の機密に当たるため開示していない旨を開示しなければならない。具体的には、(a) その情報が一般に利用可能ではない、(b) その情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る、(c) 機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定めの目的を満たすことができるように当該情報を集約して開示することができないと企業が判断している、の三つを満たす場合には開示する必要はない。ただし、商業上の機密として開示しないことが認められるのは、あくまでも機会に関する情報である。リスクに関する情報やその他の幅広いサステナビリティ情報は、上記に該当しても、重要性があるものについては開示が求められると考えられるため、注意が必要である。

②開示の範囲

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなけれ



ばならず、報告企業が連結財務諸表を作成している場合は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものでなければならない。つまり、連結ベースでの開示が求められているものと解釈できる。

また、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、バリュー・チェーンの 範囲の決定をしなければならないとされているが、ここでいうバリュー・チェーンは「報告企業 のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係の すべて」と定義されている。定義は幅広いものと捉えられるが、情報の網羅的な探索が求められ ているわけではない。バリュー・チェーンの範囲の決定では、企業が過大なコストや労力をかけ ずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を用いることとされている。企業のコストや労力、 主要な利用者にとっての便益をバランスよく考慮することが求められる。

③情報の間のつながり

なお、開示に当たっては、下記のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。例えば、気候関連のリスク及び機会を開示する際には、相互に関連し合う複数のリスク及び機会の間のつながりを理解できるように開示する。

- ➤ その情報が関連する項目の間のつながり(サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど)
- ▶ サステナビリティ関連財務開示内の開示の間のつながり(ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関する開示の間のつながりなど)
- ▶ サステナビリティ関連財務開示と、その他の一般目的財務報告書(関連する財務諸表など)の情報との間のつながり

④SASB スタンダードの参照

サステナビリティ関連財務開示の作成の際には、(i)企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、(ii)それらのリスク及び機会に関して重要性がある情報を識別する。(i)の識別をする場合や、(ii)の識別に当たってリスクや機会に適用される SSBJ の基準が存在しない場合は、IFRS 財団(ISSB を設立した機関)が公表する「SASB スタンダード」の開示トピックやこれに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないわけではない。また、SASB スタンダードとは別に、参照し、適用可能性を考慮することができる基準(IFRS 財団が公表する「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」。など)についても定められている。少なくとも考慮しなければならない基準については、あらかじめ目を通しておくことが必要になるだろう。

なお、(i)企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際にも、情報の網羅的な探索が求められているわけではない。バリュー・

³ IFRS 財団が公表する「水関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」と「生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」がこれに当たる。



チェーンの範囲の決定と同様、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を用いることとされている。

⑤開示の場所・タイミング

サステナビリティ関連財務開示を行う場所やタイミングに関しては、<u>関連する財務諸表とあわせて、同時に、</u>開示しなければならない。ただし、(a) SSBJ の基準に従い開示を要求又は容認する法令が、上記の場所もしくはタイミングでの開示を禁止しているか、それ以外の場所もしくはタイミングでの開示を容認している場合、または(b) 任意で SSBJ の基準に従った開示をする場合には、上記以外の場所もしくはタイミングで開示することができる。また、報告期間についても、<u>関連する財務諸表と同じ報告期間</u>を対象としなければならない(テーマ別基準で別段の定めがある場合などを除く)。

開示の場所に関しては、一定の要件を満たす場合には相互参照による開示も認められている。 その要件の一つに、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で、相互参照される 情報が利用可能となっているということが含まれる。そのため、有価証券報告書でサステナビ リティ関連財務開示を考える場合に、将来公表予定の任意開示書類(統合報告書など)を相互参 照することはできないことには注意が必要である。それでは例えば前年に公表した統合報告書 などを相互参照できるのかということについては、先述の通りサステナビリティ関連財務開示 は関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないため、こちらも難しいだろう。 同じ報告期間を対象とした統合報告書などが有価証券報告書の開示時点で利用可能になってい る場合には、相互参照ができる可能性があるものと考えられる。

⑥比較情報

企業は開示するすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない。例えば、テーマ別基準ではサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響や、指標及び目標の開示が求められているが、これらに関する数値が比較情報の開示の対象に含まれる。また、数値に限らず、サステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用である場合には、説明的及び記述的な情報についても同様である。ただし、(a) SSBJ の基準適用を要求又は容認する法令や SSBJ のテーマ別基準が比較情報の開示を禁止しているか、比較情報を開示しないことを容認している場合、もしくは(b)任意で SSBJ の基準に従った開示をする場合には、比較情報を開示しないことができる。

7準拠表明

企業は SSBJ の基準に従って開示を行う場合、(a)法令の要請に従って基準を適用する場合は その法令の名称、(b)任意で基準を適用する場合はその旨、を開示しなければならない。なお、 SSBJ のすべての基準の定めに準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示が SSBJ の基準に



準拠していると記述してはならないとされている。

⑧測定の不確実性など

企業は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報を開示しなければならない(最も重大な不確実性が複数となることもある)。具体的には、開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別し、識別した各数値に関連して(a)測定の不確実性の源泉(測定技法など)、(b)数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断、を開示する。

また、これとは別に、サステナビリティ関連財務開示の作成の過程で企業が行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報を開示しなければならない(最も重大な影響を与える判断が複数となることもある)。この判断には、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別や、サステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある情報の識別などが含まれる。

(2) テーマ別基準

「一般開示基準(案)」、「気候関連開示基準(案)」はそれぞれ、一般目的財務報告書の主要な利用者(現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者)の意思決定において有用な、サステナビリティ関連、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。開示しなければならない情報は、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つに分かれている(図表2)。なお、図表2はあくまでも開示項目の一部を示したものである。

図表2 一般開示基準(案)、気候関連開示基準(案)における開示事項の概要

一般開示基準(案)

気候関連開示基準 (案)

ガバナンス機関(もしくは個人)

- ▶ サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名
- ▶ サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会に関する責任が、ガバナンス機関 (もしくは個人)に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
- ▶ ガバナンス機関(もしくは個人)が、サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか

など

ガ

バ

ナ

ン

ス

サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督する ために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割

- ▶ 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されている場合、次の事項(委任されていない場合、その旨)
 - ✓ 経営者等の役職名又は委員会その他の機関の名称
 - ✓ 経営者等又は委員会その他の機関に対し、どのように監督が実施されているか

など

DIR

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会

- ▶ 識別された、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ 関連のリスク及び機会
- ▶ 識別したサステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会のそれぞれについて、その影響が生じると合理的に見込み得る時間軸(短期、中期、長期)

など

サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

- ▶ サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会が現在・将来の企業のビジネス・ モデル及びバリュー・チェーンに与えている・与えると予想される影響
- 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会が集中している部分

サステナビリティ (気候) 関連のリスク及び機会の財務的影響 (注1)

▶ サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

など

サステナビリティ関連の リスク及び機会が企業の 戦 戦略及び意思決定に与え 略 る影響

> 企業の戦略及び、意 思決定において、関 思テナビリテスクリーのというである 連にてきたがする にてきがいるか を であるか

気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定(気候 関連の移行計画を含む)に与える影響

企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか(企業が設定した気候関連の目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標をどのようにして達成する計画であるかを含む)

など

など

レジリエンス(サステナ ビリティ関連のリスクか ら生じる不確実性に対応 する企業の能力)

サスティリティ関連するにおいる東連するにおいるの下がいののの下がいののの下がいののの下がいのの下がいのの下がいるの下がい

気候レジリエンス (気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力)

- 実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期✓ 用いたインプットに関する情報
 - ✓ 分析の前提とした主要な仮定

など

- 報告期間の末日における気候レジリエンスの評価
 - ✓ 気候関連のシナリオ分析の結果が企業の戦略及び ビジネス・モデルについての評価に影響がある場 合、当該影響
 - ✓ 気候レジリエンスの評価において考慮された重大 な不確実性の領域

など

など

企業がサステナビリティ(気候)関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報(下記を含む)

- ▶ 企業が用いるインプット等に関する情報
- ▶ サステナビリティ(気候)関連のリスクを識別するためのシナリオ分析に関する次の情報
 - ✓ サステナビリティ(気候)関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報(シナリオ分析を用いていない場合、その旨)

リスク管理



サステナビリティ(気候)関連のリスクの優先順位付けに関する次の情報

他の種類のリスクと比べてサステナビリティ (気候) 関連のリスクに高い優先 順位を付けている場合、どのように高い優先順位を付けているかに関する情報 (高い優先順位を付けていない場合、その旨)

など

IJ

ス

ク

管

サステナビリティ関連の 機会を識別し、評価し、 優先順位付けし、モニタ リングするために用いる 玾 プロセスに関する情報

気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタ リングするために用いるプロセスに関する情報(下記を含む)

気候関連の機会を識別するためにシナリオ分析を用い ている場合、その利用方法に関する情報(シナリオ分析 を用いていない場合、その旨)

サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、 モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、 用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

指標

- 適用されるサステ ナビリティ開示基 準が要求している 指標(注2)
- サステナビリティ 関連のリスク又は 機会、もしくはこ れらに関連する企 業のパフォーマン スを測定し、モニ タリングするため に企業が用いてい る指標(注2)
- 企業が作成した指 標を開示する場 合、その定義や第 三者認証に関する 情報等

など

産業横断的指標等

- 当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の絶対総量 スコープ1温室効果ガス排出(注3)
 - スコープ 2 温室効果ガス排出(ロケーション基準 によるもの)(注3)
 - スコープ 3 温室効果ガス排出(カテゴリー別に分 解して開示する)
 - スコープ1、2、3の合計値

など

- 気候関連の物理的・移行リスクに対して脆弱な資産又は 事業活動に関する金額及びパーセンテージ、もしくは規 模に関する情報、又はその両方
- 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関する 金額及びパーセンテージ、もしくは規模に関する情報、 又はその両方
- 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、フ ァイナンス又は投資の金額
- 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、その適用方 法などに関する情報(用いていない場合、その旨)
- 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場 合、その方法などに関する情報(組み込まれていない場 合、その旨)

産業別の指標

企業に関連する産業別の指標のうち、主なもの (ISSB が公表する「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダ ンス」に記述されている、開示トピックに関連する産業別の 指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない)

その他の気候関連の指標

- SSBJ の基準以外の情報源から得た指標を開示する場 合、当該情報源及びその得た指標
- 企業が作成した指標を開示する場合、その定義や第三者 認証に関する情報等

など

目標(注4)

- 目標に関する指標
- 企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、定量的又は定性的目標
- 目標が適用される期間

など

目標が適用される企業の部分(例えば、目標が企業全体 に適用されるのか、企業の一部のみ(特定の事業単位、 特定の地理的地域など)に適用されるのか)

など

DIR

指 標 及 び 目 標

指標及び目標	_	温室効果ガス排出目標(上記に従って温室効果ガス排出目標を開示する場合) → スコープ1、2、3 温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの → 温室効果ガス排出目標は、総量(グロス)目標又は純量(ネット)目標のいずれによるものか(注5) → 温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明 など
--------	---	---

- (注1)影響を区分して識別できない、もしくは影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いためにもたらされる定量的情報が有用でないと判断する場合は、定量的情報を開示する必要はない。また、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合は、予想される財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はない。ただし、定量的情報を提供していない理由、当該財務的影響に関する定性的情報などの開示が求められる。
- (注2) 開示指標には、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めなければならない。
- (注3)報告企業(連結財務諸表を作成している場合、非連結子会社を除く)に関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない。
- (注 4) 気候関連開示基準(案)では、目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために 用いる指標を識別し、開示するにあたり、産業横断的指標等及び産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮 しなければならないと規定している。
- (注5) 純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示しなければならない。
- (出所) SSBJ「一般開示基準 (案)」、「気候関連開示基準 (案)」より大和総研作成

このように、テーマ別基準では、現在わが国の有価証券報告書で開示が求められているサステナビリティ情報と比較しても、相当程度詳細な情報開示が求められている。ここでは、開示項目の中でも筆者がポイントと考える部分について解説する。

①ガバナンスとリスク管理

「一般開示基準(案)」、「気候関連開示基準(案)」では、それぞれガバナンス機関に関する情報や、リスク管理のプロセスなどの開示が求められている。両方の基準案で求められている開示事項はほぼ同じである。SSBJ の基準案は、これらを別々に開示することを求めているわけではなく、むしろ不必要な繰り返しを避けることを求めている。サステナビリティ全般に関するガバナンス・リスク管理と気候に関するガバナンス・リスク管理が統合されている企業も少なくないだろう。このような場合、サステナビリティ全般及び気候に関する統合されたガバナンス・リスク管理の開示を提供することにより、繰り返しを避けることが考えられる。

また、2024年3月29日に金融庁が公表した「<u>令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等</u>」では、ガバナンス・リスク管理について、企業全体に関するものやその基本的な考え方が開示されているのみで、サステナビリティに関するものが開示されていない場合があることが指摘されている。SSBJの基準案で求められる、「サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関」に関する情報や、「サステナビリティ(気候)関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針」においても、企業はサステナビリティ課題をどのような体制・プロセスでガバナンス、リスク管理しているかの開示に努める必要がある。



②バリュー・チェーン

テーマ別基準では、リスク及び機会が企業のバリュー・チェーンに与える影響や、気候に関してはスコープ 3 の温室効果ガス排出量(企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出量)の開示が求められている。つまり、基準を適用する上では、適用対象企業に限らずバリュー・チェーン内の企業にも負担が生じ、適用対象企業にとってはそのデータ収集が課題となる。経済産業省が 2023 年 7 月に公表した「サステナビリティ関連データの収集・活用等に関する実態調査のためのアンケート調査結果」では、企業のサステナビリティデータの収集等における課題として、「企業グループ外(サプライチェーン/バリューチェーン)における課題」が最も多い回答となっていた。また、バリュー・チェーンに関するデータについては、その情報の信頼性、つまり第三者保証も論点として挙げられる。保証を得る上では、収集データの質も課題となってくるだろう。

(1) の②で述べた通り、バリュー・チェーンの範囲の決定では、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を用いることとされており、網羅的な探索が求められているわけではない。企業は、どのようなデータが必要なのか、収集にどれだけの労力が必要なのか、収集できる体制はあるのかなど、整理する必要があると考えられる。

③シナリオ分析

気候に関しては、企業の状況に見合ったアプローチを用いたシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならないとされている。シナリオ分析に対して用いるアプローチは、合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなものとしなければならず、その決定に当たっては、気候関連のシナリオ分析に対して用いるインプットの選択、気候関連のシナリオ分析の実施方法に関する分析上の選択、の二つを検討しなければならない。そのほか、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー、気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力、資源の考慮も求められる。具体的なアプローチについては、「気候関連開示基準(案)」の「別紙 A:気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチ」を参照されたい。

藤野大輝、大和敦、高須百華「TCFD に沿った情報開示の状況(戦略)」(2022 年 11 月 11 日、 大和総研レポート)では、TOPIX500 採用会社のうち、任意開示書類を発行している 439 社を対象に気候関連の開示を集計しており、シナリオ分析に当たって外部機関のシナリオを参照している企業が 250 社であることを示した。現在はシナリオ分析を行っている企業は上記レポートの集計時よりも増えているものと考えられるが、企業によっては SSBJ の基準の適用に向けて改めてシナリオ分析の実施を検討する必要があるだろう。



④温室効果ガス排出量

「気候関連開示基準(案)」で開示が求められる温室効果ガス排出量については、GHG プロトコルに従って測定しなければならない。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出量を測定する上で異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる(その方法やそれを選択した理由の開示が求められる)。例えば、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」によって温室効果ガス排出量を測定している場合には、これに該当する。この場合、当局に提出した直近のデータを用いなければならない(データの算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差が1年超である場合には、その旨や算定期間などを開示する)。

また、スコープ3の温室効果ガス排出量に関しては、自社だけではなくバリュー・チェーン上の他社の排出に関するデータも必要になる。しかし、他社の温室効果ガス排出量の算定期間が、自社の算定期間と異なる場合も考えられる。そのような場合でも、以下のすべての要件を満たす場合には、算定期間が異なる情報を使用することができる。

- ▶ 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近の データを使用する
- ▶ バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである
- ➤ バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する

さらに、企業が資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動、保険に関する活動のうち、いずれか一つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッション(報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分)に関する追加的な情報を開示しなければならない(それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていない場合を除く)。具体的な開示事項については、「気候関連開示基準(案)」の「別紙 C: ファイナンスド・エミッション」を参照されたい。

そのほか、温室効果ガス排出量の範囲を決定する方法(持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ、財務支配力アプローチ)や測定方法(直接測定、見積り)、利用するデータ(1次データ、2次データ)などに関しては、「気候関連開示基準(案)」の規定や、「別紙B:スコープ3測定フレームワーク」などを参照されたい。スコープ3の温室効果ガス排出量の測定や開示に関する対応の途上にある企業も多く、法定開示である有価証券報告書で明確に記載している企業は限られる。SSBJの基準適用に向けて、上記を検討し、測定を進めていくことが求められる。

⑤産業別の指標

指標の開示にあたっては、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示する必要がある。その際、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるテーマ別基準が存



在しない場合には「SASB スタンダード」、気候関連のリスク又は機会については ISSB が 2023 年 6月に公表した「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」(産業別ガイダンス)の開示ト ピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。産業別 ガイダンスについても SASB スタンダードと同様、確認しておく必要がある。

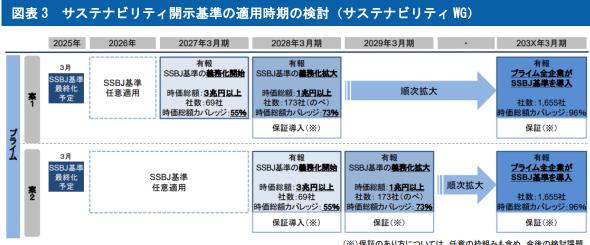
両者とも考慮が求められているのみで、必ず適用しなければならないものではない。しかし、 産業別の指標を開示するにあたって、同業他社との比較可能性を確保することは、情報の利用 者にとって有用なものと考えられる。適用を前向きに検討することも一案ではないだろうか。

3. 適用時期や対象企業

「サステナビリティ開示基準の適用(案)」、「一般開示基準(案)」、「気候関連開示基準(案)」 は公表日以後終了する年次報告期間から適用することができるとされている。SSBJ は確定基準 を 2024 年度末までに公表することを目指しているため、仮に確定基準が 2025 年 3 月に公表さ れた場合、3月決算企業であれば2025年3月期に係る有価証券報告書から任意適用することが できると考えられる。

経過措置も定められている。適用初年度は比較情報を開示しないことができるほか、サステナ ビリティ全般ではなく気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる。 また、温室効果ガス排出量について、GHG プロトコル又は法域の当局もしくは企業が上場する取 引所が要求している方法以外の測定方法で測定することができ、スコープ 3 温室効果ガス排出 量(ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む)を開示しないことができる。

適用義務化の時期や対象企業については、2024年3月26日に始動した金融庁の金融審議会 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(サステナビリ ティ WG) で検討されている。第1回の事務局説明資料(図表3) では、「プライム市場上場企業 のうち、<u>時価総額の大きい企業から順次適用対象を拡大</u>」することが提案されている。



(※)保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題

(出所) 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第1回) (2024年3月26日) 資料3「事務局説明資料」より抜粋



具体的には、(i) プライム市場上場企業のうち時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から、時価総額1兆円以上の企業は2028年3月期から、もしくは(ii) プライム市場上場企業のうち時価総額3兆円以上の企業は2028年3月期から、時価総額1兆円以上の企業は2029年3月期から、SSBJの基準の義務化を開始することが提案されている(保証については2028年3月期から)。

(i)、(ii)のいずれの場合についても将来的には SSBJ の基準をプライム市場上場会社のすべてに適用することが考えられているように見受けられる。ただし、最終的な適用時期や対象企業については、今後のサステナビリティ WG で検討されていくものであり、上記の提案内容は確定事項ではないことには注意が必要である。

なお、スタンダード市場やグロース市場の上場会社については、サステナビリティ WG (第 1 回) の事務局説明資料でも SSBJ の基準の適用を義務化するという提案は見られない。筆者は当面適用の義務化はないものと予想する。ただし、スタンダード市場やグロース市場の上場会社も、SSBJ の基準を任意適用することはできると考えられる。投資家などとの対話を通じてサステナビリティ情報に対するニーズをくみ取り、必要に応じて SSBJ の基準に沿った開示に向けた取り組みを先行的に進めていくことも有効だろう。

